

1 はじめに

近年、「人権」「平和」「命の尊厳」といった言葉を耳にする機会がますます多くなった。いずれも、私たちの社会が大切にしなければならない価値であることに異論はない。戦争や迫害から逃れてきた人、生活に困窮する人、弱い立場に置かれた人を救うことは、文明社会として当然求められる姿勢であろう。

しかし一方で、こうした言葉が使われると、それだけで議論の方向が決まり、法律や制度の原則について疑問を呈することさえ難しくなっているようにも感じる。

人権を守ることは大切である。だが、人権を理由にすれば、どこまで権利を拡大してよいのだろうか。

平和や人道を理由にすれば、法律上の原則や、合法と違法との境界までも曖昧にしてよいのだろうか。

最近目にした、在留外国人への生活保護をめぐる裁判（2026/9/11）についての報道を契機に、改めてそんなことを考えさせられた。

以下、私なりの違和感を整理してみたい。

1 在留外国人への生活保護をめぐる違和感

私の理解では、生活保護という制度は、まず日本という国家が、日本国民の最低限度の生活を保障するために設けた制度である。

もちろん、現実の行政においては、一定の条件を満たす外国人についても、人道上あるいは行政上の措置として保護が行われてきた。

しかし、それと「法律上当然に保障された権利」とは、本来区別して考える必要があるのではないか。

生活保護法については、最高裁判例において、その法律上の対象は「国民」であるとの考え方が示されている。それにもかかわらず、在留外国人への生活保護を憲法上の権利として捉えようとする主張がなされ、人権という観点から法律の枠そのものを広げようとする議論も生じている。

そこで私がまず抱くのは、「なぜ、そこまで当然の権利として要求することになるのだろうか」という素朴な疑問である。

これは外国人を排斥しようという話ではない。国家は誰に対して、どの範囲まで法的な義務を負うのか。まず、その基本を確認しておく必要があるのではないか、ということである。

2 人権はどこまで拡大されるのか

人権の尊重は、今日の民主社会における最も重要な原則の一つである。

世界人権宣言(1948/12/10)では、社会保障を受ける権利をはじめ、人間が尊厳をもって生きるためのさまざまな権利が掲げられている。また、国際人権規約にも、経済的・社会的・文化的権利に関する規約と、市民的・政治的権利に関する規約がある。（A&B 規約）

私も、人権を軽んじてよいとはまったく思わない。しかし、人権を尊重することと、あらゆる要求を無条件に「権利」として認めることとは、同じではない。

最近の日本では、「人権」「平和」「命の尊厳」といった言葉が出てくると、その瞬間に議論の方向が決まってしまうように感じることもある。

それに少しでも疑問を呈すると、「人権を軽視している」「外国人に冷たい」「平和を

否定している」と受け取られかねない。

しかし、本来問うべきなのは、人権という理念そのものの是非ではない。その理念を、現実の国家や法律の中で、どこまで、どのような形で保障するのかということである。

人権が大切だからこそ、その適用範囲について冷静に議論する必要があるのではないだろうか。

3 国民と外国人という区別

国家には国境があり、国民という概念があり、法律がある。税を負担する者がいて、その税によって社会保障、教育、治安、防衛などの制度が維持されている。そして国家は、まず自国民の生命、財産、生活と安全を守る責任を負っている。

外国人にも当然、人間として尊重されるべき権利がある。

しかし、それが直ちに、日本国民と外国人とが、あらゆる分野でまったく同一の権利を無条件に持つということまで意味するとは思えない。

国民と外国人との間に一定の法的な違いが存在するのは、必ずしも差別ではない。国家という仕組みが存在する以上、そこから生じる合理的な区別もあるはずである。もし国籍による法的な違いをすべて否定するのであれば、そもそも国籍とは何のために存在するのだろうか。

さらに進めれば、国家そのものを設ける意味さえ曖昧になってしまう。人間として保障される普遍的な権利と、国家の構成員であることによって生じる権利とは、同じものではない。

この区別を曖昧にしてしまうことに、私は危うさを感じる。

4 人道的救済と違法状態の容認は違う

この問題は、在留外国人や難民、不法滞在などをめぐる議論になると、さらに難しくなる。戦争や迫害によって祖国を追われた人、生命の危機にさらされている人を人道的に救済する必要があることに異論はない。

目の前に生命の危険があるのなら、まず救う。これは当然のことである。しかし、人道的に救済することと、違法あるいは不法な状態そのものを認めることは、まったく別の問題である。

仮に不法入国や不法滞在という状態があるならば、本来まず問われるべきなのは、その違法状態をどのように解消するかであろう。

ところが、当事者が置かれた境遇の厳しさが強調されるうちに、いつの間にか法律を適用しようとする側が非人道的であるかのように語られることがある。これでは、話の順序が逆ではないだろうか。

困っている人を助ける。そのことには賛成である。しかし、「助けること」と「違法状態を認めること」とは同じではない。

人権を守るために法律があるのであって、人権という言葉によって法律そのものを無意味なものにしてよいわけではない。

5 「善」の言葉が原則を崩してはいないか

人権、平和、命の尊厳。いずれも大切な価値である。だからこそ、それを掲げる主張には反対しにくい。「人権のため」「平和のため」「命を守るため」
そう言われれば、それに異論を唱える者の方が、冷淡で非人道的な人間であるかのように見えてしまう。

しかし、目的が善であることと、そのために採られる手段まですべて正しいこととは別である。人権の名の下に違法状態が事実上許容される。

法律を厳格に適用しようとするれば非人道的だと非難される。例外的な措置が、いつの間にか当然の権利として求められる。

もし、そのような考え方が広がれば、法治国家の原則は少しずつ揺らいでいく。もちろん、社会には例外が必要である。

現実の人間社会には、法律だけでは救いきれない事情もある。だからこそ、人道的な観点から例外的な救済を行うことはあってよい。

しかし、例外はあくまでも例外である。例外を際限なく認めれば、原則は失われる。原則が失われれば、法律は形骸化する。

そして法律が形骸化すれば、かえって社会の公平性も損なわれる。「人権」や「平和」という言葉が、法律や原則を超える万能の切り札になってしまっただけではないと思う。

6 国家がなくなれば誰が人権を守るのか

ここで、そもそも国家とは何なのかを考えてみたい。国家とは、単に一定の土地の上に人々が暮らしているだけの存在ではない。

領域があり、国民があり、法律があり、人々が税を負担し、社会保障、教育、治安、防衛などを共同して維持する仕組みである。

そこには権利があり、同時に義務がある。国民と外国人。合法と違法。権利と義務。原則と例外。

こうした境界線には、それぞれ意味がある。ところが、その境界をすべて「差別」や「非人道的」という言葉で取り払っていけば、最後には国家というものの輪郭そのものが薄くなってしまわないだろうか。

私は、そこを最も危惧している。そもそも、人権を現実の社会の中で保障しているのは誰なのか。治安を維持するのも国家である。社会保障制度を支えるのも国家である。国民の生命や財産を守るのも国家である。

司法制度を整え、権利侵害を救済する仕組みを維持しているのも国家である。つまり、国家という安定した枠組みがあるからこそ、人権も現実のものとして保障される。国家の境界を限りなく曖昧にする一方で、その国家に無制限の人権保障を求めるとするのは、どこか矛盾しているように思えてならない。

国家がその機能を失えば、人権を保障する主体もまた弱くなる。この点を忘れてはならないと思う。

7 人権と国家は本来対立するものではない

ここで誤解されては困る。外国人に冷たくすべきだと言っているのではない。難民を見捨てろと言っているのでもない。困窮する人には、必要な人道的措置を講じるべきである。それが文明国家としての責任であろう。

しかし、そのことと、国民と外国人との法的な区別をなくすことは別である。人道的な救済を行うことと、不法状態を容認することも別である。

人権を守ることと、法律の原則を際限なく曲げることも同じではない。国家という枠組みを守る。法律を守る。その上で、可能な限り弱い立場にある人を救済する。

本来、この三つは対立するものではなく、両立するはずである。むしろ、国家と法が安定して存在するからこそ、弱い立場にある人を一時的ではなく、継続して救うこともできるのではないだろうか。

人権か、国家か。平和か、法秩序か。

そのような二者択一で考える必要はない。法と国家の秩序を維持しながら、人権を最大限尊重する。それこそが本来の姿ではないかと思う。

8 おわりに

人権は大切である。平和も大切である。命の尊厳も、当然守らなければならない。

しかし、だからこそ私は、あえて問い直してみたい。

人権のためなら、どこまで法律上の原則を変えてよいのか。人道のためなら、違法・不法な状態まで事実上許容してよいのか。

平和のためなら、国家として守るべき秩序や境界まで曖昧にしてよいのか。そして「寛容」という名の下に、国家はどこまで自らの輪郭を薄くしてよいのだろうか。人権を守ろうとするあまり国家を弱くし、その結果として人権を保障する基盤そのもので失ってしまったのでは、本末転倒である。

権利には、それを保障する仕組みが必要である。自由には、それを守る秩序が必要である。平和にも、それを維持する力と制度が必要である。国家とは、そのための一つの大きな枠組みである。

人権と国家を対立させるのではない。人権を守るためにも、法律を守り、国家という枠組みを健全に維持していく。

そして、その枠組みの中で、助けを必要としている人には可能な限り手を差し伸べる。厳格さと寛容さ。原則と例外。権利と義務。

そのどちらか一方だけに偏るのではなく、両者の均衡を保つことが、成熟した社会というものではないだろうか。

人権という言葉が大きな力を持つ時代だからこそ、その言葉に寄りかかるのではなく、その背後にある国家、法律、義務、責任についても同時に考える。

今の日本には、そうした冷静な視点が、これまで以上に必要になっているように思う。

(了)